



対流

Heart to Heart
2019.10

2019年10月25日発行
特定非営利活動法人
有機農業認証協会
〒564-0063
大阪府吹田市江坂町
1丁目23-19
TEL*06-6330-0823
FAX*06-6330-0735
MAIL yuukinin@apricot-pen.ne.jp
HP: <http://yuukinin.org/>



つくる人、はこぶ人、たべる人。人と自然のあらたなかかわりは
農山漁村に住む人、都市に住む人。顔の見える交流(Face to Face)から
自分の居場所や立場を越えて人と人。心が響きあう対流(Heart to Heart)へ。

CONTENTS

1. 巻頭言
2. 事業・活動報告
3. お知らせ
4. お願い
5. その他

台風15号および19号 で被災された事業者 の皆さま

今年は台風15号、19号と大型の台風が関東地方に続けて上陸しました。

被災された事業者様にはお見舞いを申し上げるとともに早く復旧しますようにお祈り申し上げます。

有機認証ほ場、有機認証工場などに土砂が流れ込んだ、などの被害がございましたら、当協会までお知らせください。

まだまだ台風の発生が活発で気の休まらない季節が続きます。これ以上の被害が起こらないよう祈るばかりです。



1. 巻頭言

「気候行動サミット」から思うこと

理事長 中塚華奈

世界各地で異常気象による豪雨やハリケーン、熱波などが発生する中、週日、ニューヨークで開催された国連気候行動サミット関連では、様々な登場人物や言葉が世間を騒がせました。

スウェーデン出身で16歳のグレタ・トゥーンベリさんが始めたムーブメントの名前は「Fridays For Future」。毎週金曜日に学校を休み、国会議事堂の前に座り込み、気候変動への緊急対策を求めたのです。たった一人の少女が始めたこの運動は、世界中の若者を巻き込んだストライキ運動となり、9月20日には、世界130ヶ国以上で約400万人がデモ行進を実施したほど。

グレタ・トゥーンベリさんのスピーチでの語録といえば、「How dare you!」(よくもそんなことができるわね!)。各国の首脳たちに向けて、温暖化対策の具体的な行動に出よう強く訴えました。

グテレス国連事務総長は冒頭演説で、「今回は対話でも交渉でもなく、行動するためのサミットだ。気候変動を起こした原因は私たちにあるが、解決策を打ち出すのも私たちであるべきだ」と説き、それに応じて、77カ国が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするとの目標を掲げて閉会となりました。

さてさて、ひるがえって、私たちが推進しているオーガニックは、地球温暖化にプラスの影響を及ぼすのでしょうか、それともマイナスの影響を及ぼすのでしょうか。実は昨年、ネイチャーという研究雑誌に、「有機農場は、より広い耕作地を必要とするために、通常の農場よりも温暖化に大きな影響をもつ」というマイナス評価の研究報告が掲載されました。これは、スウェーデン・チャルマース工科大学の研究で、「炭素機会費用」という新たな指標を利用し、農地を確保するための森林伐採によって増加する二酸化炭素の排出量に着目した評価結果です。しかし、基軸をどこにおき、どのような指標を用いるかで、オーガニックの地球温暖化への影響の評価結果が変わることは、一目瞭然ではないでしょうか。生産技術、流通から消費までの仕組み、検査認証システムをトータルにみたときに、地球温暖化へのプラス効果があるオーガニックのあり方を追求していきたいと思います。

2.事業・活動報告

■有機JAS登録認証機関協議会総会(7月31日)

例年でしたら、春に開催される農林水産省主催の「連絡会議」に多くの認証機関が集まりますので、その前後に総会を開催していたのですが、今年は6月になっても「連絡会議」開催のアナウンスがなく、幹事長団体である鹿児島有機農業協会のある鹿児島市での総会となりました。

協議会としてはこの2年間活動らしい活動ができなかったのですが、この間、種子法の廃止、種苗法の改正、ゲノム食品をめぐる議論など、食の安全にかかわると思われる出来事が続く一方、有機食品のシェアは伸び悩んでいることを考えると、私たち認証機関がもう少し農林水産省に対して働きかけをしていく必要があるということで今年の活動方針が承認されました。また今期は幹事団体の改選ということで、東京の有機農業推進協会、静岡の自然農法国際研究開発センター、そして当協会の3団体で幹事団を構成することになりました。(岡田)

★事務局業務①

*判定委員会(8/7,9/4,10/7)

新規調査2件(有機加工食品の生産行程管理者1件、有機農産物加工食品の輸入業者1件)、年次調査37件(有機農産物の生産行程管理者11件、有機加工食品の生産行程管理者13件、小分け業者10件、輸入業者3件)の他に追加ほ場が4件でした。

★事務局業務②

*理事会(8/26)

2019年度第3回の理事会が開催されました。定期的な会計報告、業務報告の後に、レストラン認証について進捗報告がありました。9月中には申請を提出するとの事で、その後9/30に提出し現在審査中です。理事からは有機レストランの仕入れが国産品に限定されていない点を憂慮しているとの意見が出されました。他に事務局の仕事を合理化し、国内の農家にとって良い制度を作っていくというような目的をもって活動してもらいたいという意見が出されました。

■有機JAS講習会

出張講習会:

7/20(京都:8名)、7/23(群馬:1名)、
9/19(三重:6名)

個別講習会:

8/5(輸入業者:1名)9/27(農産:1名)
10/11(輸入業者:2名)

■ゲノム編集食品は有機JAS制度で許容されるのか?

正確には「ゲノム編集技術応用食品及び添加物」というそうなのですが、この10月から部分的に解禁となっており、表示の義務もないことから私たち消費者はそれを選ぶことも、また選ばないこともできない状況が生まれています。ずいぶん前から新聞などでその単語は目にしてきたようにも思いますが、いきなり「解禁」というのはあまりにも唐突な感じは否めません。

○「ゲノム編集食品」とは?

まずこの「ゲノム編集食品」とは何なのか、基本的なことを確認しておきましょう。「ゲノム」とは学者の造語だそうで、「遺伝子の全体」という意味が転じて「遺伝情報」という意味でつかわれています。「背が高い」とか「走るのが早い」とか「髪の毛が茶色い」といったことです。こういった遺伝情報は細胞の中のDNAと呼ばれる、2本のひもがらせん状につながった部分に組み込まれており、これが次の世代に受け継がれていくのです。そしてこの二重らせんをある種のたんぱく質をはさみのように使って人為的に切ることで目的とする遺伝情報を持つものに改変するのが「ゲノム編集技術」です。すでに研究段階としては「肉厚の鯛」とか「特定の栄養成分を多く含むトマト」などがあるようです。

それでは次にこのゲノム編集技術とは、「組み換えDNA技術」とどう違うのか。

ネット上での解説などを見ると、「ゲノム編集」の方法には①ゲノムを切断するだけ、②ゲノムを切断したうえで、塩基配列を変更したゲノムの断片を移入する、③ゲノムを切断し、そこに外部から別のゲノムを移入するという3種類があり、今回解禁されたのは①で、国の説明では「ただ単にゲノムを切断しただけなので、自然界でも偶発的に起こりうるもので、その区別はつきにくい」ため、表示しなくともいいことにしたということです。そして②と③に関してはまだ検討中だとのことですが、この2種類は従来の組み換えDNA技術により近いと考えられています。

○有機食品に許容されるのか?

さて、ここで問題は、この新しい技術で生み出された食品を有機JAS制度の中でどう評価するのかということです。実はそのための検討会が先月末に開催されたそうなのですが、この会議の中では①②③すべて認めることはできないという意見が大勢を占めたと聞いています。検討会はあと1回開催される予定なので、これで「決定」ではありませんが、EUもアメリカもすでにゲノム編集技術はオーガニックでは認められないという決定を出していますので日本もそれにならう公算は大だと思われます。ただし現状では①に関しては表示せずに流通させることができるわけですので、有機JASの認証事業者はどうやってそれを排除することができるのか、といったことはまだ不透明なままです。(岡田)

速報!

緊急学習会のお知らせ

「有機食品にゲノム編集食品は認めない(仮)」

日時:12月9日(月)AM10:30~PM3:00

場所:京橋環境ステーション

(住所)東京都中央区東京スクエアガーデン6F

主催:日本有機食品認証連絡協議会

ゲスト:ゲノム食品に関する国の担当者、検討会委員
有機JAS認証事業者

※開催時間やゲストは予定であり変更する場合があります。
詳細については後日案内いたします。

3.お知らせ

■有機畜産物が指定農林物資になります

みなさん、「指定農林物資とは何か？」と問われたらどのように答えられますか？

有機JAS講習会でも必ず説明しているのですが、年次調査などの際にお尋ねすると、正確に答えられる方はあまり多くありません。ただし、輸入業者の方たちは比較的よく理解されています。

ちなみに「指定農林物資」も含む「農林物資」とはJAS法第2条で次のように定義されていて、これが缶詰や調味料など200程あるJAS規格の対象となっています。

農林物資

- ① 飲食料品、油脂
- ② 農産物、林産物、畜産物、水産物並びにこれらを加工したもの
(一部酒類や医薬品・化粧品などの例外あり)

そして「指定農林物資」とは、これらの中にあつて「JASマークの表示が義務付けられたもの」のことを言います。

指定農林物資

- * 有機農産物
- * 有機農産物加工食品

現在はこの2つのみ。

つまり、この2種類の農林物資以外は、JASマークの表示は義務ではなく任意であるということです。

★有機加工食品の分類について

また、少し注意していただきたいのは、有機加工食品はJAS規格第3条の用語の定義の中で、次の3つに分類されており、このうち「有機農産物加工食品」だけが「指定農林物資」となっています。

- ① 「有機農産物加工食品」…原材料のうち、有機農産物が95%以上のもの→ 現在はこれのみ、指定農林物資
- ② 「有機畜産物加工食品」…原材料のうち、有機畜産物が95%以上のもの(ハム、ソーセージ、チーズなど)
- ③ 「有機農畜産物加工食品」…有機農産物も有機畜産物のどちらも95%に満たないもの
(ミルクチョコレート、マヨネーズなど)

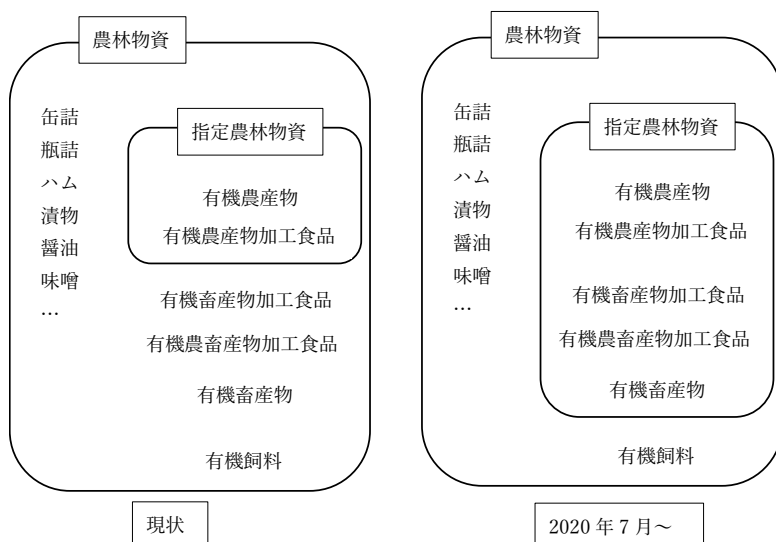
★「有機」と名前のつくJAS規格は？

(有機料理提供JASを除く) 次の4種類です。

「有機農産物」、「有機加工食品」、「有機畜産物」、「有機飼料」

★これら4つの中で指定農林物資は？

ひとつは「有機農産物」、もうひとつは「有機加工食品」の中の「有機農産物加工食品」が「指定農林物資」であり、それ以外の「有機畜産物加工食品」、「有機農畜産物加工食品」、「有機畜産物」、「有機飼料」は指定農林物資ではない、つまりJASマークの表示は任意ということになります。



★JAS法の改正

そんななか、「有機畜産物」を指定農林物資とすることが正式に決まり、来年(2020年)1月公布、7月より施行というスケジュールが発表されました。このことにより2020年7月以降は「有機畜産物加工食品」、「有機農畜産物加工食品」、「有機畜産物」が指定農林物資となります。

これで有機加工食品はすべて「指定農林物資」となります。



★改正の理由は？

「有機畜産物については、これまで流通量が少なかったために指定農林物資とはしてこなかったが、同じ有機食品の中にJASマークのついているものについていないものが混在していることは消費者に混乱を与える可能性があるため」ということです。

実際のところ少なからず混乱は生じているのですが、その多くは輸入オーガニックをめぐるケースです。

★混乱とは？

EU加盟国で製造された「オーガニックビターチョコ」にはJASマークをつけなければなりませんが、「オーガニックミルクチョコ」にはJASマークを付けることができません。有機小麦粉と有機マーガリンでできたオーガニッククッキーはJASマークの表示が必須なのに、有機小麦粉と有機バターを使ったオーガニッククッキーにはJASマークの表示ができません。

★今回の改正で解消されますか？

今回の法改正によってこの混乱は解消されません。

★なぜ？

これは、同等性の協議対象に有機畜産物が含まれていないからであり、改正後も認証輸入業者がJASマークを表示することができるのは、「有機農産物」と「有機農産物加工食品」に限定されてしまいます。

国産の有機畜産物についてはJASマークの表示が義務化されますが、海外の有機畜産物や有機畜産加工品は同等性が認められない限りこれまで通りJASマークの表示はできないのです。それだけではなく、海外の有機畜産物や畜産物加工品はこれまで表示のルールがなかったわけですが、この法改正によって今度は規制の対象となりますので畜産物について同等性のない国の有機ミルクチョコレートや有機マヨネーズは「Organic」等の表示も規制されます。

★同等性の協議はどうなる？

農林水産省は、「有機畜産物について同等国との協議を求める声が多いことは承知しているが、相手がある話なのでいつ頃同等性が確立するかはわからない」としたうえで、「海外の事業者が日本のJAS認証を取得する方法もあるので一考を」との通知を出してきています。しかしこれは結構ハードルが高いのではないのでしょうか。おそらく来年1月には政令の改正とともに、認証の技術的基準なども改正されるので、状況を注視したいと思います。

★今後の動きに注目

「ゲノム編集食品」、「有機畜産物の指定農林物資化」に関連して来年はJAS規格や認証の技術的基準も見直されるだろうと言われていきます。来年度予算案では環境直接支払交付金が現行の8,000円/10aから14,000円/10aになるようで、このように事業者にメリットのある法改正は歓迎なのですがそうとばかりも言っていられないのでこれからの動向には注意が必要です。

■オーガニックレストランの認証機関への登録申請をしました

今年からスタートしたオーガニックレストラン認証(正式名称は「有機料理を提供する飲食店等の管理方法」)ですが、登録認証機関は10月10日現在2機関しかありません。また認証を取得した飲食店は、その2機関のホームページで確認したところ2軒にとどまっています。そもそもこのような制度ができたこと自体が全国の飲食店に周知されていないように思うのですが、先日9月30日付で当協会もレストラン認証に取り組むべく、申請をしたところです。現在審査中ですので、いつ登録されるかは未定ですが、まずは関心を持つ飲食店事業者への説明会の開催を準備しなければなりません。また詳細が決まりましたらお知らせいたします。

■イギリスEU離脱に関連した注意事項

10/23現在、農水省からはっきりとした対応については示されておりませんが、イギリスがEUから離脱した場合、同等性の関係から下記のようなリスクが発生します。

★パターン1

注文時……………EU離脱まだ

注文者受取時……………EU離脱まだ

→ 今までどおり有機JASの格付表示を付した商品の販売可能

★パターン2

注文時……………EU離脱まだ

注文者受取時……………EU離脱した後

→ 今までどおり有機JASの格付表示を付した商品の販売可能かどうか不明だが有機食品として販売できない可能性が極めて高い。

イギリスのEU離脱については先行きが不透明ではありますが、動向が分かるまではイギリスから輸入される場合は慎重に行ってください。

ご不明な点がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

■有機JAS講習会のご案内

年に2回開催しております当協会主催の有機JAS講習会の2回目は下記の日程です。
会員の方は2回目以降は3,300円で受講していただけます。

JAS法及び関連法案の改正など、ここ数年は法律や規程がかなりの頻度で改正されています。ぜひ有機JAS講習会を受講し安心して有機的管理を行いましょ！

(有機農産物)

◇日時:2019年11月20日(水曜日) 13:00~17:00 (開催決定)

◇受講料:11,000円

(会員1回目は、6,600円、2回目以降は3,300円)

(有機加工食品)

◇日時:2019年11月27日(水曜日) 13:00~17:00 (開催決定)

◇受講料:11,000円

(会員1回目は、6,600円2回目以降は3,300円)

(会場)

◇場所:JEC日本研修センター江坂

(大阪府吹田市江坂町1-13-41 SRビル江坂4F TEL06-6386-4040)

◇申込方法:9月に送付しました講習会案内メールに添付しています用紙または当協会のホームページよりダウンロードした用紙に記入してFAX,またはメールでお申し込みください。

ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。

受講料はすべて
税込価格です。



新規事業者紹介



アロニアオリジナルジャパン株式会社

アロニアという果実がありますがそのジュースや乾燥パウダーをドイツから輸入し、販売している京都の輸入業者さんです。

<http://www.aronia-original.jp/>

かねこみそ株式会社

80有余年の歴史をもつ徳島の有機みその事業者さんです。近くに正法寺川もあり、自然豊かなところですよ。

<https://kanekomiso.co.jp/>



4.お願い

グループ認証のみなさまへのお願いです

この会報をグループの皆さまにもお渡しまたは回覧いただきますようお願いいたします。

5.その他

○理事長の巻頭言にありますニューヨークで開催された国連気候行動サミットについて詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。

https://www.unic.or.jp/news_press/info/34893/

○今話題のプラスチック汚染のパンフレットはこちら。

https://www.unic.or.jp/files/beat_plastic_pollution_ig_new01.pdf



気候変動という言葉について改めて調べてみました。

気候変動＝気候・降水量などの平均値の、平年からの乖離が徐々に増すこと。また、人為的要因による気候の変化。

同義語に気候変化という言葉があるようですが、こちらは長い年月の間に気候が変動すること、とあります。一方で気候変動は時間スケールの短いものに使うことが多い、とありました。

近年の大型台風の襲来は気候変動によるものなのでしょうか。関連付くことなのかは分かりませんが、可能性があるならば、私たちも変えなければならない行動があるのではないかと思います。